

# 議案第18号

## 令和2年度事業計画決定の件

上記の事業計画案を策定したので、承認を求める。

### 令和2年度事業計画（案）

#### 1. はじめに

令和の時代も2年目を迎え、東京司法書士会も101年目を迎えた。本年は、阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件から25年を迎え、原爆投下や終戦から75年を迎える。昭和や平成から、時が流れた感覚を覚える。年始から、中東、EU、東アジア情勢、そして新型コロナウイルスなど、世界各国も慌ただしい。我が国においても、少子化や高齢化、過疎化の更なる進行が予測される場所である。しかしながら、来年の夏には、我が国において、東京オリンピック・パラリンピックが開催される。歴史や社会というものは、良いことばかりではなく、また悪いことばかりでもない。その時々において、人々は全力を尽くしてきたものであろうし、また全力を尽くすしかないものであろう。法改正、100周年など、充実した昨年を終え、心新たに、本年の事業を遂行するものである。

我々司法書士は、148年前の明治5年に、裁判書類作成の専門職として誕生したものであるが、その後、登記をその職務範囲とし、明治、大正、昭和、平成、そして令和という長い歴史の中で、今日では、登記、裁判書類作成に加え、簡裁代理、企業法務、成年後見、財産管理など、社会からの要請に応じ、その姿を変革させ続けてきている。

昨年、17年ぶりに司法書士法が改正され、いよいよ本年から施行される。長い年月を経て、司法書士に使命が与えられた。ようやく、懲戒権者が資格付与者と同じ法務大臣に改められた。司法書士職務の特性から必要とされる、除斥期間が設けられた。また、一人法人も認められた。このような改正は、司法書士の権利・地位を高めるものであるが、同時に司法書士の義務・責務も高めるものである。本年度の東京司法書士会の事業の大きな一つとして、自らをこの改正の趣旨に相応しいものとすべく、会則や規則等の整備を行わなければならない。また、引き続き研修制度の充実に努め、自らを高めていかななければならない。これらは、本年度事業の大きな柱である。

次に、登記・裁判・後見の堅持や、非司法書士の排除など、自らの職務の維持・向上・発展に努めなければならない。これらは、本年度事業の次の大きな柱である。

そして、我々司法書士は、根幹の職務を維持し、改善し、発展させていくとともに、少子高齢化問題、認知症高齢者問題、空き家問題、所有者不明土地問題、相続登記未了問題、そして成年後見利用促進など、社会状況の変化を見極め、国民からの負託に応じていかななければならない。

根幹の業務のみならず、その時々において社会に不足している部分、社会が必要としている部

分、社会から求められている部分にも柔軟に応えていくこともまた、我々司法書士に求められている責務であろう。どのような物事も、どのような制度も、悠久の歴史の中で、環境や状況に合わせて変化し、進化し続けるからこそ、存続し、永続するものである。

我々司法書士は、常に自身の変革を続け、社会に寄与し続けていく法律職能であり、このことは、新たな令和の時代においても、そしてこれからの100年においても、変わることはないものである。そのためには、常に社会の変化に感覚を働かせ、国家や国民が必要としている職務、国家や国民に不足している職務に、速やかに対応していかなければならない。これらは、ある側面から考慮すれば業務開発ともいえるものであり、本年度事業の最後の大きな柱である。

本年は、法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与する司法書士の元年である。我々東京司法書士会は、組織体として、事業体として、会員・役員・職員が一丸となって、この新たな一年を積み重ねていくものである。

このような意図のもと、計画した事業は、以下のとおりである。

## 2. 事業方針

本年度も、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら、以下の事業を重点事項とし遂行する。

### (1) 法令・会則等改正対策

民法、会社法、不動産登記法、商業登記法、民事訴訟法等業務に関連する法令の改正についての動向を注視し、必要な対応を行う。

昨年度成立した改正司法書士法について、会員への周知等の必要な対応を行う。

空き家問題・所有者不明土地問題に起因する民法、不動産登記法等の改正について、司法書士業務を適正かつ円滑に行えるよう情報の収集及び迅速な対応を目指す。

法令改正後の会員の業務に支障なきよう、時宜にかなった研修会の開催に努める。

### (2) 司法・司法書士制度対策

司法書士倫理規範の更なる周知徹底を図り、高い倫理性の維持、向上を目的とする単位制研修及び年次制研修を実施し、会員の執務指導を行い、不正職務の防止に最善を尽くす。

「東京司法書士会総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談事業の効率的な運営を図るとともに、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、日本司法支援センター事業へのより主体的な関与を図る。

裁判外紛争解決機関である「東京司法書士会調停センター『すてつき』」のより一層の充実を図り、その広報に努める。

司法書士の存在意義を再検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

裁判業務及び簡裁訴訟代理等関係業務について、司法書士の必要性を、より一層高めていく。

### (3) 非司法書士行為の排除

非司法書士行為に対して、積極的な情報収集及び調査の徹底に努め、厳正に対処する。

### (4) 組織改善対策

司法書士制度の発展に資する会の組織、機構や、事業の在り方を検討する。

また、会内合意形成過程の透明性を高めるため、会議の情報公開などに努める。

### (5) 成年後見制度への対応

リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度の利用促進及び成年後見制度における司

法書士に対する社会的要請への対応を図るとともに、会員の不正業務の防止に努める。

(6) 社会問題への対応

社会問題化している空き家問題・所有者不明土地問題について、自治体とのより緊密な連携に努めるとともに、相続登記未了問題について、積極的な対応を行う。

権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応を図るとともに、自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化、充実を図り、自死予防対策を含む多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。その他、消費者問題については、消費者庁の動向にも呼応し、地方消費者行政の充実等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速、適切に対応する。

(7) 災害への対応

東日本大震災の復興支援を継続して行うとともに、地震、風水害などの自然災害の発生に対応する体制の維持に努める。

(8) 司法書士不在地域対策

島嶼地域などにおける司法書士不在地域において、リーガルサービスへのニーズに対応するため、地元自治体等と連携をとりながら、引き続き相談事業を行う。

(9) 事業の検証

当会の事業を継続的に見直し、効率的な運営を行う。

(10) 司法書士制度広報

一般市民における司法書士の知名度や認知度の更なる向上を目指し、多様な広報ツールやメディアの活用により、司法書士制度の広報に努める。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。